主 文 本件抗告を却下する。 抗告費用は抗告人の負担とする。 理 由

〈要旨〉そもそも民事訴訟法第五百四十七条の強制執行停止決定及び執行処分取消決定はいずれも後に異議の判決に〈/要旨〉おいて取消、変更、認可される意味において仮の裁判であるから、これに対し独立にその当否を争わせることは単にその必要がないばかりではなく、かえつてその弊害として異議に対する裁判がその目的を失うにいたる危険すら存するのである。したがつて、同法第五百四十七条には同法第五百条第三項のような規定はないけれど、この規定を類推して、同法第五百四十七条の強制執行停止決定及び執行処分取消決定に対しては同法第五百五十八条の即時抗告をすることができないものと解すべきである。

デーマラとすれば本件抗告は不適法であるからこれを却下することとし、民事訴訟法 第四百十四条、第三百八十三条、第九十五条、第八十九条を適用して主文のとおり 決定する。

(裁判長裁判官 浅野英明 裁判官 熊谷直之助 裁判官 臼居直道)